

輸出貿易管理令に関する自己判定書

1. 対象貨物（自社製造無停電電源装置または UPS）

CP350HG JP

CP500SL JP

CP725AVRLCD JP

CP750SWLT JP

CP900SW JP

CP1200SW JP

2. 本書作成理由

対象貨物は輸出貿易管理令別表第一で規制対象となる。

3. 対比表

適用項番なしのため省略。

2. 自己判定結果

輸出貿易管理令別表第一の 1～15 項に非該当。

本書作成責任者

株式会社サイバーパワー・ジャパン

代表取締役

葉一徳（よういっとく）

